

令和 4 年 9 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

|   |     |          |         |
|---|-----|----------|---------|
| 1 | 開 会 | 令和4年9月8日 | 午後2時    |
|   | 閉 会 | 令和4年9月8日 | 午後3時13分 |

2 出席委員等

|           |         |       |         |
|-----------|---------|-------|---------|
| 前 川 教 育 長 | 小 畑 委 員 | 千 委 員 | 安 岡 委 員 |
| 藤 本 委 員   | 鈴 鹿 委 員 |       |         |

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

|             |               |
|-------------|---------------|
| 木上 教育次長     | 村山 教育監        |
| 大路 管理部長     | 吉村 指導部長       |
| 石澤 総務企画課長   | 澤浦 学校教育課長     |
| 柏木 保健体育課長   | 芝崎 総務企画課主幹兼係長 |
| 久江 総務企画課副主査 |               |

## 5 議事の概要

### (1) 開会

教育長が開会を宣言

### (2) 前会議録の承認

8月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

### (3) 報告事項

ア 令和4年度京都府いじめ調査（第1回）の結果について

#### 【村山教育監の報告】

○ まず、令和4年度いじめ調査の実施概要を報告する。

別紙1を御覧いただきたい。

本調査は、「京都府いじめ防止基本方針」に基づき、いじめはどの子どもにも、どの学校でも発生することと捉え、児童生徒の「嫌な思いをした」ことを幅広く丁寧に把握し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応につなげていくことを目的として、平成25年度から実施している。

調査の対象は、京都市立学校を除く全ての公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の全児童生徒である。

調査の方法としては、全ての児童生徒にアンケート調査及び個別の聞き取り調査によるものである。

ただし、小学校低学年や特別支援学校の児童生徒、長期欠席者については、アンケートによらない方法で家庭訪問等による調査も可能としている。

調査の実施は年間に2回とし、1学期に1回目の調査を行い、2学期に2回目の調査を実施している。

調査結果の集計は、調査により認知したいじめについて、解消・未解消・重大事態といった項目に分けて集計している。

未解消については、その中で更に、見守り、要支援、要指導と3段階に分けて集計している。

見守りとは、「いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）」としている。

要支援とは、「いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」としている。

要指導とは、「いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」としている。

重大事態については、いじめ防止対策推進法第28条第1項に定める事態で、同項第1号では「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの」と定め、同項第2号では「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする）」と定められている。

また、同法では学校又は設置者において調査を行う義務も定められている。

なお、重大事態の定義には「疑い」も含まれ、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして、調査等に当たることが示されている。

次に、令和4年度いじめ調査（1回目）結果の概要について報告する。

まず、小中学校から報告する。

別紙2を御覧いただきたい。

アンケートの実施状況では、小中学校を合わせた学校数295校、在籍者数は86,124人で、そのうち調査数は85,641人であり、在籍者数の99.4%である。

続いて、認知件数及び解消・未解消件数について報告する。

小学校では、認知件数は8,813件（前年度1回目（以下「同」と表記）は9,108件）、調査児童数56,789人（同57,575人）の15.5%（同15.8%）で、前年度1回目の9,108件より295件の減少となっているが、一斉臨時休業のあった一昨年度1回目の7,912件より901件の増加となっている。

解消件数は62件で認知件数の0.7%である。

未解消の区分では、見守りが6,124件、要支援が1,389件、要指導が1,238件である。

重大事態認知の報告はなかった。

中学校では、認知件数は930件（同954件）、調査生徒数28,852人（同29,250人）の3.2%（同3.3%）で、前年度1回目の954件より24件の減少となっているが、一昨年度1回目の742件より188件の増加となっている。

解消件数は18件で認知件数の1.9%である。

未解消の区分では、見守り655件、要支援138件、要指導119件である。

重大事態認知の報告はなかった。

いじめの態様については、小中学校とも昨年度と同様に、1番多いのが①の「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」であり、小学校4,698件（同4,999件）、中学校619件（同615件）であった。

次に多いのが③の「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」であり、小学校2,400件（同2,377件）、中学校171件（同168件）であった。

中学校における⑧の「パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる」はやや増加しているが、ほぼ例年と同様の傾向であった。

未調査者の状況については、小中学校を合わせて483人で、在籍者数の0.6%である。

その中で、小学校は273人（同273人（±0人））、前回の調査（令和3年度2回目調査）に引き続き未調査の児童数は143人（同172人（-29人））、中学校は210人（同259人、-49人）、前回に引き続き未調査の生徒は61人（同74人（-13人））である。

小学校の未調査者273人の主な理由は、人数の多いものから「フリースクール等の学校以外の施設に通所している」が166人で全体の60.8%（同163人、59.7%）、「保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない」が45人で全体の16.5%（同66人、24.2%）、「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない」が27人で全体の9.9%（同28人、10.3%）である。「その他」の24人の理由は「母国に帰国中であり、調査できなかった

ため」、「外国に在住しており、短期間のみの在学であったため」等である。

例えば、「応じられる状況にない」とは、不登校状況で引きこもり傾向の子どもと保護者に対して、担任教員等がようやく本人に会えるようになったが、いじめについての状況を聞き取れる段階には至っていない場合等である。

中学校の未調査者210人の主な理由は、「フリースクール等の学校以外の施設に通所している」が104人で全体の49.5%（同100人、38.6%）、「保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない」が48人で全体の22.9%（同95人、36.7%）、「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない」が42人で全体の20.0%（同45人、17.4%）である。「その他」の9人の理由は「海外に留学をしているため」「家庭の事情により他府県に在住しているため」等である。

先ほど説明した未調査者のうち前回調査（令和3年度2回目調査）に引き続き未調査となっている小中学校を合わせた児童生徒204人（在籍者数の0.23%）の未調査理由は、小中学校ともに主な理由としては「フリースクール等の学校以外の施設に通っている」である。

次は、府立高校、特別支援学校の令和4年度いじめ調査（1回目）結果の概要について報告する。

別紙2の4頁を御覧いただきたい。

アンケートの実施状況では、高校は在籍数28,972人で、そのうち調査数は28,895人であり、在籍者数全体の99.7%である。特別支援学校は在籍者数1,730人で、そのうち調査数は1,724人であり、在籍者数全体の99.7%である。

続いて、認知件数及び解消・未解消件数について報告する。

高校の認知件数は、全日制課程181件（同183件）、同定時制課程17件（同29件）で、同通信制課程については、スクーリング等を活用して生徒にアンケート調査をするなど、可能な範囲で実施した結果、認知件数は1件（同3件）であった。

高校全体の解消件数は11件で、認知件数の5.5%であり、未解消区分では、見守りが116件、要支援が48件、要指導が24件である。

特別支援学校の認知件数は、小学部・中学部・高等部を合わせて72件（同91件）であった。

特別支援学校の解消件数は13件で、認知件数の18.1%となっており、未解消の区分では、見守りが44件、要支援が10件、要指導が5件である。

重大事態については、高校で1件の報告があった。

今回の調査で「ひやかしやかからかい、嫌なことを言われる」とのいじめの訴えがあり、いじめとして学校が認知し、学校いじめ対策組織での対応を進めていたところ、6月上旬から欠席が続き、欠席日数が累計30日に至り、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に係る「いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるもの」として対応している。

その詳細については、被害生徒・保護者の意向により、特段の配慮を必要としており、現段階で報告することはできない。

いじめの態様では、高校は、全日制・定時制・通信制を合わせ、1番多いのが、①の「ひやかしやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」で127件（同138件）、次は「仲間はずれ、集団による無視をされる」で33件（同26件）、続いて「その他」22件（同32件）となっており、具体的には「第三者

が行った行為を自分だと疑われた」や「見られている気がする」等である。

特別支援学校で1番多いのは「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことが言われる」で30件（同40件）、次は「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」で12件（同17件）である。

未調査者の状況については、高校全日制67人（同59人）、同定時制で10名（同9人）、特別支援学校6名（同5人）である。

高校全日制での理由は、保護者とは会うことができるが本人が学校との接触を拒否しているなどの「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない」が25人で37.3%（同17名、28.8%）、様々な理由で長期欠席や不登校となっている生徒の「保護者や生徒が調査に応じられる状況にない」が19人で28.4%（同19名、32.2%）、次は「進路変更（転学・退学）の途中で」が13人で19.4%（同9名、15.3%）である。

高校定時制での理由は、「保護者や生徒が調査に応じられる状況にない」が5人で50.0%（同2名、22.2%）、次は「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない」が3人で30.0%（同3名、33.3%）である。

特別支援学校での理由は、「保護者や本人が調査に応じられる状況にない」が4人、「フリースクール等の学校以外の施設に通所」、「その他」が各1人である。「その他」の具体的状況については、「他の関係機関で長期学習中のため、調査が実施できない状況にある」である。

未調査者のうち、前回の調査（令和3年度2回目調査）から連続して未調査の者が高校で4人で、具体的状況としては、留学している生徒2人、病気による自宅療養している生徒1人、昨年度から引き続き不登校の生徒（いじめが原因ではない）1人である。特別支援学校は3人であり、不登校状態で保護者・本人ともに会えない状況にある。

以上が、校種別のいじめ調査結果の概要である。

最後に、新型コロナウイルスまん延が長期化し、学校行事の縮小や中止、学校での活動の制限等、子どもたちにとっては大きなストレスの要因となると考える。こうした状況から、調査により把握できたいじめ事案の丁寧な対応と同時に、調査だけでは把握し切れていない現状があるのではないかと絶えず危機意識を持ちながら、日々の児童生徒の指導に当たっていく必要があり、2学期以降も、各学校、市町教育委員会、家庭及び地域と連携して対応を進めてまいりたい。

#### 【質疑応答】

##### ○ 鈴鹿委員

この調査でいじめの実態を細かく把握されていることを理解したが、更に欲を言えば、解消の割合が多くなっていくことを望む。

そこで調査結果の中で1点疑問点がある。

例えば、小学生の調査結果のいじめの態様の中で、⑤の「金品をたかられる」、⑥の「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」の件数が数百件と集計されているが、このようなことは大人の社会でも重大なことであり、決して許されないことである。

しかしながら、重大事態は0件と集計されている。

重大事態の定義は、法で定められ、その第1号では「児童生徒の財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの」と規定されており、態様⑤⑥の数百件と重大事態0件が気になる。

この第1号事案には、どのような事案であれば該当すると捉えているのか。

○ 村山教育監

集計結果の態様⑤⑥は、いじめと同時に学校における指導上の問題でもあり、御指摘のとおり、こういった事象は重大事態につながる場合が高く、学校ではこういった事象を認知すれば、すぐに対応して適切な指導により解決又は解消に努めている。

しかしながら、解決の方向に向かわず、被害が更に大きくなっていく場合は重大事態と捉えることもある。

集計結果で数百件認知しているが、学校では重大事態に至る前に生徒指導上の問題としても適切に対応しており、重大事態は0件となっている。

○ 小畑委員

調査結果の集計において、学校単位で認知件数等を出せないか。

例えば、「A校は毎年度認知件数の割合が多い。B校は少ない。C校は認知件数が多い一方で解消件数も多く、適切に対応できている。」といったことも見えてくる。

こうした集計結果を公にすることは、調査目的との関係で問題もあり、できないと思うが、そうした集計を掘り下げて分析することにより、どのような背景でいじめが起きているのか、また、どのように対応すれば解消されていくのかという答えが出てくるようにも思う。

A校は×とか、B校は○とかという問題ではなく、いじめが起きないように未然防止を図る学校運営のあり方や教育のあり方を考える参考として、学校単位の数字を生かしていくことはできないか。

○ 村山教育監

いじめ調査の基本的な考え方は、小さなことから拾い上げ、早期に発見し、早期に対応することであり、そうした基本的な考え方においては、各学校や市町教育委員会の間で温度差が生じないようにしている。

そのことについては、様々な機会で啓発等を行っており、基準を同じくして拾い上げ、対応していくことが必要であり、そこは徹底していきたい。

小中学校は各市町教育委員会が各学校の状況を掴んでおり、府立学校は府教育委員会が各学校の集計データを持っており、各教育委員会でデータ分析により傾向を掴んでいる。

その結果について、教員等の各種会議や研修等で分析結果等をフィードバックし、認識を一つにして、課題を共有させ、いじめ対応に生かしている。

御指摘の点は大事なことであり、より丁寧な分析等を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に役立てていきたい。

○ 小畑委員

こうした調査結果については、いじめ対策に生かさなければならず、特に事前対策というか、いじめの未然防止に生かしてほしい。

また、その生かす方法も様々であり、その辺りをしっかりと行ってほしい。

火は大きくなる前に早く消すことが大事であるが、それよりも火を熾さないようにすることが大事である。

○ 村山教育監

未然防止に向けて何ができるかということについては、調査の分析結果を踏まえ、各学校等に研修等の場でいじめのいろんなケースを伝え、その兆しの段階から早期に発見し、日頃からいじめに発展しない未然防止の対応をお願いしている。

○ 藤本委員

本調査がきめ細やかに行われていることは評価すべきであり、また、それが一定いじめを未然に防いでいるという効果もあるが、それを踏まえた上で、例えば、幼稚園と小学校の連携、小学校と中学校の連携、中学校と高校の連携といった

事前段階での連携も大切と思う。

事案が発覚したとき、校長、経験豊富な指導教員等のスキルにより偶々適切に対応できたというケースもあると思う。その反面、スキルがなく、意欲もない教員がいれば、たちまち問題になるということも想定される。

現場で処理するという現実を感じるため、例えば、こういう傾向があるから、そうした家庭には更に支援するなど、早期対応による立体的な対応を図っていくことも大事ではないかと思う。

○ 村山教育監

確かに教員の間でも温度差が多少あると思う。

いじめについては、法制度等を踏まえた対応でなければならず、そういった枠組みによる対応が若手教員も含めて行われるよう、ハンドブックや重大事態に至る研修動画を作成し、教員の対応力を高める施策を行っている。

合わせて、スクールサポーター等の支援員との連携も重要であり、そのように学校全体で対応できるようしなければならず、各員がしっかりとそういったことを認識するようにしている。

○ 前川教育長

ストレス等、その背景を見ることも大事で、そのためにも調査データをしっかりと分析して対応することが必要であり、御意見を参考とさせていただく。

○ 安岡委員

適切な対応を行うためには、まず教職員のいじめに対する意識を高めることが大事と思う。

もう1点は、京都府いじめ調査の結果（令和2年度2回目～令和4年度1回目）についての一覧表を見れば、この間はコロナ禍での調査ではあるものの、認知件数が1回目の調査では各年度とも1万件を超え、2回目の調査のときは9千件台である。

このように2回目の調査で件数が減っていることに対する分析はどうか。

○ 村山教育監

この数年の傾向では、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止で学校の一斉休業が実施されたため、認知件数も少なくなっているとみている。

今年度と前年度の1回目の調査における認知件数を比較すれば、今年度は減少している。

それら増減の要因を特定するのは難しいことであるが、推論で言えば、コロナ禍で物理的に人と人との距離感が保たれ、また、学校活動の中でも一定の制

限がかかり、人の接触機会が減少し、子どもたちにそういったスタイルが定着していることも要因の一つではないかと考える。

そういうことから物理的な関わりが減れば、いじめにつながることも減るのではないかと推論する。

しかしながら、コロナ禍でいじめが潜在化している可能性もあり、数字の増減にとらわれることなく、引き続き見落としがないよう丁寧な対応に努めてまいりたい。

○ 千委員

こうしたアンケート調査が、本人がいじめられたと思っていないのに「あれはいじめ」と思われ、種をまくことにならないか。

また、第三者から見れば、加害者が被害者に謝りたいと言っているのに、それを断ることもある意味いじめのように見える。

いじめのない学校現場を作ることが一番大事だが、もう少し打たれ強い子どもを育てることも考えなければならないのではないか。

○ 村山教育監

現在のいじめ対応に係る流れは、平成23年に大津市で発生した中学生のいじめ自殺事件を機に教育委員会制度が改革され、更にいじめ防止対策推進法が成立するなどして現在に至っている。

いじめの定義は、子どもたちが心理的・物理的な影響を与える行為により、心身に苦痛を感じているものである。

この定義に基づき、いじめの端緒を拾い上げ、現場の教員が各人から聞き取りを行い、その中で状況を把握し、指導等の各対応を実施する。

そういう中で、御意見の人間の強さやコミュニケーションのあり方など、そういったことについても、指導、教育を行ってまいりたい。

○ 吉村指導部長

千委員の御意見のとおり、こういったアンケート調査で子どもたちに聞くことにより、反って意識させてしまうことがあるかもしれない。

以前なら子どもたち自身の間で解決できていたことが、現在は解決できなくなっている傾向もある。自ら命を絶つという痛ましい事件が発生しているのは、そうした現在の傾向が多少要因になっているとも考えられる。

そうした中で早期にいじめにつながる兆しを掴むためにも、こうした調査を実施している。

しかしながら、年2回のこうした調査で全てのいじめを掴めるものではなく、学校に対しては、アンケートに書かれていないからいじめがないという判断はしないよう指導している。

最近のいじめは、SNSを使用するなど、他人から見えないところで発生しており、アンケートとは別に教員が兆しに気付けば、その場ですぐに対応している。さらには、学校では見えない私生活でのいじめも出てきており、そういうことを少しでも拾い上げるようにこうした調査を実施している。

アンケート調査の方法にあっても、一斉に回収すれば「誰々は書いていた」と分かるため、自宅に持ち帰らせ、封筒に入れて回収している。

また、このアンケート調査を実施したことから、いじめを訴えることができ、いじめを早期に解決できた事例もある。

## イ 令和4年度全国高等学校総合体育大会優勝等について

### 【柏木保健体育課長の報告】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度は多くの全国大会が中止となり、令和3年度についても制限の中での実施となり、今年度は久しぶりに制限がない中で全国大会が開催された。

令和4年度全国高等学校総合体育大会優勝等について報告するとともに、京都府競技力向上対策本部によるジュニア世代への支援、また、入賞の経年変化についても簡単に説明する。

まず、資料1頁を御覧いただきたい。

今年度の全国高校総体は、同資料下段に記載のとおり、7月下旬から8月下旬にかけて四国4県と和歌山県で開催された。

続いて、同資料中の優勝一覧を御覧いただきたい。

7競技において、団体4団体・個人18名（リレー等のメンバーを個別にカウント）が優勝した。

太字表示は、府立学校（生徒）の優勝である。

備考欄の※印は、京都府競技力向上対策本部の強化事業である「京のメダリスト創生事業」の指定選手を示しており、団体に付いている※印は、団体の中に当該選手が含まれているものである。

また、優勝者や優勝チームの多くは、京都府競技力対策本部事業の「高等学校等運動部支援」の支援対象運動部やその運動部に所属する選手である。

「京のメダリスト創生事業」の事業内容については、後ほど説明する。

続いて、資料2頁からを御覧いただきたい。

優勝者を含めた入賞者一覧である。

2頁上段は団体入賞である。1位4団体をはじめ、延べ27団体が入賞している。2頁後段からは個人入賞である。優勝の18名を含め、入賞者延べ86名となる。4頁中段以下は、インターハイ種目ではないが、全国高校ライフル射撃で個人1名、全国定通大会個人のソフトテニスで1ペア、陸上で1名が入賞を掲載している。

なお、団体2位になったフェンシング男子の龍谷大平安高校1名、団体5位になったフェンシング女子の乙訓高校2名については、京都府競技力向上対策本部のタレント発掘育成事業「京都きっず」において、中学生まで6年間育成してきた修了生であり、それぞれの高校に進学し、活躍している者である。

それでは、ここで京都府競技力向上対策本部の事業である「京のメダリスト創生事業」と「タレント発掘育成事業「京都きっず」」の2事業について説明する。

資料7頁を御覧いただきたい。

「京のメダリスト創生事業」は、その目的に記載のとおり、国際大会での入賞、メダル獲得の可能性のある選手を対象に指定しており、それぞれの競技において強化活動を展開するに当たって、経費の一部を補助している事業である。

平成27年度の事業開始当初は高校3年生までを対象にしていたが、高校チャンピオンであっても、現実的には大学生のカテゴリーになるとなかなか活躍で

きない期間が生じるため、切れ目のない支援をするため、令和2年度からは大学2年生までを継続的に指定して支援している。令和3年度及び4年度はそれぞれ46名の選手を指定している。

資料8頁を御覧いただきたい。

タレント発掘・育成事業、京の子どもダイヤモンドプロジェクト「京都きっず」の概要を掲載している。

京都府のジュニア選手育成強化については、年齢や競技経験、競技レベルに応じて、小・中・高校生や競技団体へ様々な支援を行っているが、この「京都きっず」の事業は京都府競技力向上対策本部の事業の中でも長期にわたり、また、世代が代わる中で主体的に展開している事業である。

ダイヤモンドプロジェクトの名前のごとく、ダイヤモンドの原石を見つけ出し、長い年月をかけて、じっくりと磨きをかけ、素晴らしい輝きを放つ宝石へと変化させていく、そんな思いを込めて展開している事業である。

具体的には、小学校3年生の児童を対象にオーディションを実施し、発掘された選手を6年間にわたって育成している事業で、育成プログラムは、各競技の専門プログラムのほか、8つの共通プログラムを実施し、身体活動を伴うフィジカルプログラムやコンディショニングプログラムのみならず、語学や伝統文化を学ぶ座学等も取り入れながら、小学4年生から中学3年生まで一貫した指導理念で育成をしている。

競技種目は、フェンシング、バドミントン、カヌー、令和4年度からはボート、スポーツクライミングもターゲット競技として育成している。

発掘されるきっずが毎年10人程度と少数のため、目に見えた大きな変化はまだ出てきていないが、今年度のように入賞、また、年によっては優勝を果たすなど、着実に成果が出てきている。

次に資料5頁を御覧いただきたい。

入賞者数の年次推移で、先ほどの入賞者一覧を経年でグラフ化したものである。

タイトルに高校総体等と記載しているのは、資料4頁のその他の全国大会欄に掲載しているライフル射撃競技を含めているためである。

グラフの推移を見れば、個人種目は在籍生徒の競技レベルにより、80から100の間で若干の変動はあるものの、団体については、徐々に入賞数を伸ばしてきている。

次に6頁を御覧いただきたい。

こちらは入賞率の年次推移で、出場数を分母とし、それぞれ団体・個人の入賞数を率で表したグラフである。

個人競技については、徐々にではあるが、平成27年以降、団体競技についても、平成29年以降、入賞率が上昇しているところである。

これらの入賞数や率の伸びについては、先ほど説明した「京都きっず」やジュニア世代からの長期にわたる一貫した育成の成果が、少しずつ反映してきているものと考えている。

府教育委員会としては、今後においても引き続きジュニア世代からの一貫した指導により、全国大会や国際大会で活躍する生徒等の育成に努めてまいりたい。

【質疑応答】

○ 小畑委員

「京都きつず」の練習状況等を視察したときの感想であるが、子どもたちはスポーツのみならず、全人格的にも鍛えられていると感じた。

その「京都きつず」と、一方の強化プログラム等に係る経費の一部を補助している「京のメダリスト創生事業」との関連性を教えていただきたい。

○ 柏木保健体育課長

「京のメダリスト創生事業」については、高校生から一部大学生までを支援しているが、育成自体は競技団体に委ねており、競技種目によっては、高価な器具を使用する競技もあり、金銭面で支援しているというものである。

一方の「京都きつず」については、府教育委員会が積極的に関わり、中学3年生までを育成しているものである。

○ 小畑委員

「京都きつず」は、小学3年生から中学3年生までの数年間、お金はもちろん出た上で特別のカリキュラムにより育成し、一方の「メダリスト創生事業」は、中学3年生から高校3年生、更に一部大学生までを金銭面で支援し、各学校の選手強化を支えていくということで、京都府としては全体のスキルアップを図っていると考えてよいのか。

○ 柏木保健体育課長

「メダリスト創生事業」対象選手となれば、競技団体の全国合宿に招へいされ、そちらの方で育成プログラムが展開されることもあり、そういったところで交通費や用具等の補助を行っている。

○ 小畑委員

「京都きつず」については、京都府の特徴ある支援で、一方の「メダリスト創生事業」については、全国ベースで競技団体と連携して育成するとう事業ということか。

○ 柏木保健体育課長

そのとおりである。「京都きつず」については、府教育委員会が主体的、積極的に関わる中で子どもたちを育成していく事業である。

○ 安岡委員

「京都きつず」を視察したとき、子どもたちが生き生きと練習していたというのが印象的である一方、運動靴等の消耗が非常に激しく見えた。

「メダリスト創生事業」については、金銭面の支援もしっかり行われていると見える中、「京都きつず」についても、出せないものは出せないが、もう少し援助することはできないのか。

○ 柏木保健体育課長

限りある予算の中、競技活動に直結する部分での必要な支援を行っている。

例えば、自転車競技となれば、フレームだけで数十万円、フィギュアスケートにあっても、靴だけで大変高価となる世界であり、ジュニアアスリートの皆さんは、この「メダリスト創生事業」を有効活用し、強化活動に励んでいる状況である。

○ 安岡委員

選ばれし人を育成する上で環境作りは非常に大事と思う。

京都きつずを視察した際、私のイメージでは、もっと良い環境で練習してい

るのかと想像していたが、体育館の大きさも関係し、練習中、自分の練習の順番を待っている子どももいた。

お金はかかるが、全ての子どもが一同に練習でき、また、指導者をもっと増やすなど、効率的に練習できればよいと感じた。

アメリカなどは国レベルで育成しているため、良い環境で行っているかもしれないが、子どもたちは更に伸びる要素があり、そのあたりをよろしく願いたい。

○ 鈴鹿委員

スポーツ関係での育成はよく理解できたが、一方、文化系の音楽のほか、例えば、数学で世界的に力を発揮している人もおり、文化系についても、こうしたタレント発掘・育成事業というのは実施されているのか。

○ 前川教育長

いわゆる文化系に関しては、発掘を行う事業はない。

一方、例えば、中学生又は小学生高学年段階で文化的企業に参加させるような授業は実施しており、また、数学的な学びでは、例えば、「京都数学グランプリ」あるいは「科学の甲子園ジュニア全国大会」に向けた取組はある。

○ 鈴鹿委員

音楽に打ち込みたい子どもたちにとっては、楽器が高価なため、小さい頃から取り組むのを断念したという話も聞いたため、先ほど、金銭的な支援の話が出ていたことから、こうしたことを支援する事業があれば、理想的と思う。

(4) 議決事項

ア 第33号議案 教育職員免許に関する規則の一部改正について

【澤浦学校教育課長の説明】

- 改正理由については、京都府においては、原則、教員免許状の申請等には現金の代わりに京都府収入証紙をもって必要な手数料を納付することになっているが、令和4年10月1日付けで京都府収入証紙条例が廃止されることから、京都府教育委員会において所要の規定整備を行うものである。

改正等の内容は、現在、教員免許状の授与等の申請の際に京都府収入証紙をもって納付しなければならないと規定されている条文から、京都府収入証紙の文言を削除するものである。

続いて、末尾に添付している、京都府収入証紙廃止後の各手数料納付方法を示した資料を御覧いただきたい。

左の欄には各申請に係る手数料の名称、右の欄には手数料の納付方法を記載しているが、令和4年10月1日以降の納付方法については、本庁、各広域振興局に設置される専用レジによる窓口納付、京都府が発行する納付書によるコンビニ・金融機関での納付、パソコン・スマートフォンからwebサイトで支払う手数料を事前登録してコンビニで支払う方法等に変わることを説明している。

【質疑応答】

- なし

[原案どおり可決]

イ 第34号議案 京都府教育委員会参与の委嘱について

【石澤総務企画課長の説明】

- 本案は、府立郷土資料館における文化資源の活用や展示等の取組促進を目的として、現京都国立博物館名誉館長の佐々木丞平氏を京都府教育委員会参与に委嘱しようというものである。

佐々木氏の略歴については、資料34－1頁を御覧いただきたい。

一方、佐々木氏には、令和4年8月8日に府立丹後郷土資料館名誉館長に既に御就任いただいている。

今回、参与の委嘱を可決いただいた後には、府立丹後郷土資料館の企画運営に関して御助言いただくことはもちろんのこと、それ以外にも、現在、史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の特別史跡への昇格に向けた取組や、府立山城郷土資料館の企画運営など文化財・文化政策全般についても御助言いただきたいと考えている。

【質疑応答】

- なし

〔原案どおり可決〕

ウ 第35号議案 令和4年9月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について【非公開】

(5) 閉会

教育長が閉会を宣告